

平成30年度社会福祉法人コスモス
施設給食物資納入業者選定見積合せ

募集要項

1, 概要

- (1) 件名 平成30年度社会福祉法人コスモス施設給食物資納入業者選定見積合せ
- (2) 業務内容 法人から指定された法人施設への給食物資の受注、納入
- (3) 納品種目 ①調味料・乾物・冷凍食品・卵部門（以下「調味料などの部門」と言う）
②食肉部門
- (4) 納入エリア ・堺市堺区、西区、北区、東区の一部エリア（以下「Aエリア」と言う）
・堺市南区、東区の一部エリア（以下、「Bエリア」と言う）
- (5) 契約期間 平成30年3月20日 ～ 平成31年3月31日
- (6) 契約種別 ①調味料などの部門 Aエリア納入
②調味料などの部門 Bエリア納入
③食肉部門 Aエリア納入 ※「森のキッチン（店舗）」は除く。
④食肉部門 Bエリア納入

2, 納入先

(1) Aエリア（2016年度実績 780食/日）

項番	施設名	住所
1	おおはま障害者作業所	堺市堺区東湊町5丁276番
2	喫茶のあなあ（店舗）	堺市西区鳳南町5-594-1 老健みみはら内1階
3	老人デイサービスセンター結いの里	堺市西区浜寺石津町西5丁11番21号
4	ほくぶ障害者作業所	堺市北区南花田町536番地1
5	まごころ家（店舗）	堺市東区野尻町8番地4 えると内1階
6	森のキッチン（店舗） ※	堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館地下1階

※食肉部門において、項番6 森のキッチン（店舗）は除く。

(2) Bエリア（2016年度実績 710食/日）

項番	施設名	住所
1	せんぼく障害者作業所	堺市南区檜尾1382番地6
2	ふれあいの里かたくら	堺市南区片蔵165番地
3	堺東部障害者作業所	堺市東区高松106番地
4	第2堺東部障害者作業所のあなあ（店舗）	堺市東区日置荘北町3-11-30

3, 参加共通条件

- (1) 堺市内及び近隣に店舗・支店・営業所・配送センター等があること
- (2) 商品に不良品があった場合は、速やかに交換等の対応ができること
- (3) 納入時に使用する車両は、食品専用車両を用い、食材に応じた冷蔵車及び冷凍車にて配送を行うこと
- (4) 指定した日時及び態様で納品できること
- (5) 物資の原材料の仕入れルートが明確であり、必要に応じて法人から指示があれば、成分表・配合表・異物混入防止対策の記載のある製造工程表・原材料の産地の分かる書類・微生物検査結果・物資の

- 納入工程図・製造業者及び販売業者の名称と所在地の分かる書類の提出が速やかにできること
- (6) 食材により、サンプルの検討の際には、法人から指示があれば、サンプル食材の提出を行うこと
※サンプル食材に要する費用は応募者負担とする。なお、サンプルの返却は行わない。
- (7) Aエリア・Bエリア納入エリアは法人の指示により行う。参加者からのエリアの指定はできない。
- (8) (1)～(7)の条件を承諾できること。

4. 部門別種目・条件等

(1) 調味料などの部門

①対象品

濃口しょうゆ、薄口しょうゆ、酒、本みりん、酢、上白糖、塩、マヨネーズ、ケチャップ、ウスターソース、小麦粉、片栗粉、マカロニ、緑豆春雨、白ごま、チキンコンソメ、がらスープの素、乾燥ひじき、切り干し大根、干しいたけ、乾燥カットワカメ、味噌、赤味噌、白味噌、だしかつお(パック)、だし昆布、バター、マーガリン、カレーフレーク、豆板醤、パン粉、冷凍いも、冷凍いんげん、サラダ油、オリーブオイル、ごま油、ポン酢、うどん(ゆで)、冷凍うどん、卵 等

②見積合せ

- ・平成30年度の給食に使用する食材の見積合せを行う
- ・見積書は法人が指定した様式を使用すること
- ・見積書には、食材により、メーカー指定を行う場合がある

③発注

- ・各施設から週2回程度
※エリア毎の一括発注ではない。各施設からの発注である。

④納品

- ・納品する食材はサンプルで提出した食材と同等な品質の食材で納入すること
- ・発注のあった施設住所に納入すること
※施設から納入日時の指示があれば、可能な限りそれに応じること
月曜日～土曜日の週3回程度の納品が可能であること
- ・納品時に際し、立会い検収を受けること
- ・納入した食材に不具合があった場合は、速やかに返品及び交換に応じること

⑤価格

- ・提出された見積額にて契約期間応じること
※気候や環境等により、全国的に価格相場が大幅に変動した場合に限り、両者協議によって価格の見直しを行う場合がある。(見積書にない商品についても同様)

(2) 食肉部門

①対象

牛肉切り落とし、牛肉すじ、豚肉こま切れ、豚肉ロース、豚ミンチ、合挽ミンチ、鶏肉もも、鶏肉むね、鶏肉レバー、鶏肉ミンチ 等

②見積合せ

- ・平成30年度の給食に使用する食材の見積合せを行う
- ・見積書は法人が指定した様式を使用すること

③発注

- ・各施設から週2回程度

※エリア毎の一括発注ではない、各施設からの発注である

④納品

- ・納品する食材はサンプルで提出した食材と同等な品質の食材で納入すること
- ・発注のあった施設住所に納入すること

※施設から納入日時の指示があれば、可能な限りそれに応じること

月曜日～土曜日の毎日納品が可能であること

- ・納品時に際し、立会い検収を受けること
- ・納入した食材に不具合があった場合は、速やかに返品及び交換に応じること

⑤価格

- ・提出された見積額にて契約期間応じること

※気候や環境等により、全国的に価格相場が大幅に変動した場合に限り、両者協議によって価格の見直しを行う場合がある。(見積書にない商品についても同様)

5, 請求・支払

(1) 請求

- ・当月分は末日締め請求とする
- ・施設ごと。その方法は法人の指示に従うこと

(2) 支払

- ・前月末日で締めた請求について、翌月20日を支払日とする
※但し、支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日を支払日とする
- ・本契約の支払いに伴う振込手数料は、納入業者側で負担する

6, 見積合せにあたって

(1) 基本

①調味料などの部門、食肉部門の両部門に応募することは不可とする

②エリアの指定はできない

※エリアは法人が指示したエリアで契約を行うこと

(2) 優先順位

応募者のエリアは、次の優先順位に基づき、第一優先、第二優先の順に決定する。

※「調味料などの部門」においては、第一優先、第二優先共に同一応募者で決定する場合がある。

※「食肉部門」においては、第一優先、第二優先は必ず別の応募者になる。

調味料などの部門

第一優先 調味料などの部門 Aエリア (2016年度実績およそ1100万円/年 780食/日)

第二優先 調味料などの部門 Bエリア (2016年度実績およそ750万円/年 710食/日)

食肉部門

- 第一優先 食肉部門 Bエリア (2016年度実績およそ700万円/年 710食/日)
第二優先 食肉部門 Aエリア※(2016年度実績およそ600万円/年 540食/日)
※食肉部門Aエリアにおいて、「森のキッチン(店舗)」は除く。

7. 応募

(1) 書類配布

① 配布期間

平成30年1月15日(月) ~ 1月18日(木)

※午前9時~正午 午後1時~5時

② 配布場所

堺市東区野尻町8番地4 社会福祉法人コスモス

総合生活支援センターえると 3階法人本部 担当:山田浩之

③ 配布書類

- ・募集要項
- ・見積書(調味料などの部門の様式、または食肉部門の様式)
- ・過去の一事業所の1ヶ月献立表

④ 質疑

質疑がある場合は平成30年1月23日(火)正午(厳守)までに下記問合せ先まで電子メールにて問い合わせること。

<問い合わせ先>

堺市東区野尻町8番地4 社会福祉法人コスモス

総合生活支援センターえると 3階法人本部 担当:山田浩之

メール:yamada@sakaicosmos.net

⑤ 回答

質疑に関する回答については、平成30年1月26日(金)までに応募者全員にメールまたはFAXにて回答を行う。

(2) 見積書提出

① 提出書類

- ・見積書(調味料などの部門の様式または食肉部門の様式)

なお、両部門共、日付は提出日を記入

※見積書は封筒に入れ「平成30年度食材見積書在中」と記載し封印したものを提出
(封筒の様式は任意)

② 提出日時

平成30年1月29日(月) ~ 1月31日(水)(厳守)

※持参の場合は午前9時~正午 午後1時~午後5時

③ 提出先

堺市東区野尻町8番地4 社会福祉法人コスモス

総合生活支援センターえると 3階法人本部 担当:山田浩之

④提出方法

- ・持参又は郵送

※郵送の場合は平成30年1月31日必着、郵便事故により遅れた場合は受付けないので書留郵便等の配達記録が残る方法によることを推奨する。

(3) 審査

①審査方法

法人が見積合せと品質の確認を行い、総合的に審査し決定する。

②品質確認審査

見積提出後、必要に応じて法人から指定された場所に指定された食材をサンプル食材として納品する。

※サンプル食材に要する費用は応募者負担とする。

(4) 最終審査結果通知

メールまたは電話にて結果通知の連絡をする。なお、決定した者からのエリア変更の申し入れは受付けない。

(5) 決定者の契約以降のスケジュール（予定）

3月上旬 決定、契約

3月中旬 各施設訪問（打合せ）

3月下旬 配達納品開始

8. 注意事項

- (1) 本募集要項にある昨年度実績は、概算であり、実際の金額とは若干異なる場合がある
- (2) 納品に当たり、産地証明、残留農薬等の安全確認ができる書類等の提出を求める場合がある
- (3) 台風や災害の影響により、発注量、納品日時の変更等をお願いする場合がある
- (4) 納入物資は、適切に温度管理を行い配送することとする。また納品時には、容量・数量・単価・金額等を記入した納品書をつけるものとする
- (5) 物資が粗悪のため、給食用に適しないと発注者が判断した場合は、速やかに無償で良品と交換に応じるものとする
- (6) 発注者、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約解除や納品の一時停止等の処分をすることができるものとする
 - ア 契約を履行しないとき、又は契約履行の見込みがないとき
 - イ 食品衛生関係法規に違反したとき
 - ウ 正当な理由により契約解除の申し出があったとき
 - エ 受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者（注1）でないこと。また、法人にあっては役員等（注2）がこれらの者でないこと。

（注1）暴力団密接関係者：暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいいます。

（注2）役員等：堺市暴力団排除条例施行規則第3条第5号に定めるものをいいます。